

福岡市介護予防活動支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市介護予防活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に必要な経費の一部を補助することにより、高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、高齢者の健康の維持増進を図る。

(補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。なお、補助対象団体は公募により募集する。

(1) 市内在住の65歳以上の高齢者で構成された5人以上の団体であること。ただし、団体の構成員に市外在住または65歳未満の者（以下、「市外在住者等」という。）が含まれている場合でも、市外在住者等の人数が全体の2割以下である場合は、補助対象団体とする。

(2) 第4条に規定する健康づくり・介護予防に関する活動を年度を通じて月2回以上行っているもしくは行う予定であること。

(3) 自主的・継続的な活動ができる団体であること。

(4) 地域に対しオープンな活動ができる団体であること。

(5) 行政や地域包括支援センターと協働できる団体であること。

(6) 主たる活動を福岡市内で行っている団体であること。

(7) 同一の会計年度内に国・県又は市からの補助金、負担金等の交付を受けていない団体であること。

(8) 営利活動を目的としない団体であること。

(9) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体は、支援の対象としない。

(1) 団体構成員に福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が含まれる団体。

(2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体。

(補助対象活動)

第4条 補助金を交付する対象となる活動（以下、「補助対象活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当する年度を通じた自主活動とする。

(1) 運動を通じた健康づくり・介護予防に関する活動

(2) 正しい栄養の摂取や食生活改善に関する活動

- (3) 口腔機能の向上に関する活動
- (4) 認知症予防に関する活動
- (5) 前1号～4号以外で、健康づくり・介護予防に関し、市が適当と認めた活動

(対象期間)

第5条 補助金交付の対象となる期間は、4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象活動に要する経費とし、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第7条 補助の期間は3年間を限度とする。補助金の額は、補助対象経費のうち別表3に定める額を上限とし、予算の範囲内において市長が決定し、交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長に対しその定める期日までに、「福岡市介護予防活動支援補助金交付申請書」（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 福岡市介護予防活動計画書（関係書類1）
- (2) 補助対象団体の会則及び会員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、規則第5条に基づき交付の可否について審査等を行い、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、福岡市介護予防活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助金を交付しないことを決定したときは、福岡市介護予防活動支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）を当該申請団体に交付するものとする。

3 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助金の交付時期)

第11条 市長は、活動完了後に補助対象団体より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

(変更の届出)

第12条 補助金の交付決定をうけた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金交付の決定の後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が

生じた日から10日以内に福岡市介護予防活動支援補助金交付変更等申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 活動の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - (2) 活動を中止するとき
 - (3) 団体構成員が4名以下となったとき
- 2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。
- 3 市長は第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消し又は変更したときは、福岡市介護予防活動支援補助金交付変更等決定通知書(様式第5号)を補助団体に交付するものとする。

(実績報告)

第13条 補助団体は、活動が完了したとき、又は補助金の交付決定に属する会計年度が終了したときは、速やかに福岡市介護予防活動実績報告書(様式第6号)に福岡市介護予防活動実績調査書(関係書類2)を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象活動の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを、福岡市介護予防活動実績調査確認書(様式第7号)をもって調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市介護予防活動支援補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第15条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、福岡市介護予防活動支援補助金交付取消決定通知書(様式第9号)により、補助団体に通知するものとする。
- 3 市長は、確定した補助金の額が既に交付した額に満たないときは、その満たない額について返還させることを決定し、福岡市介護予防活動支援補助金返還通知書(様式第10号)により期限を定めて返還するよう通知するものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助団体は、補助活動に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、活動終了後5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書

類，帳簿等を検査することができるものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は，保健福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は，平成29年3月31日をもって廃止する。なお，終期到来後の継続については，その必要性の検証を踏まえた上で，終期到来までに判断するものとする。

別表1 補助対象経費

| 経費区分 | 内容 |
|----------|---------------------------------------|
| 報償費 | 看護師や講師等への謝礼（団体構成員は対象外） |
| 印刷消耗品費 | 事務用品などの消耗品費，教材費，運動用具，資料印刷代 等 |
| 食糧費 | 調理実習のための食材費（調理実習以外の目的で購入した弁当や茶菓子は対象外） |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料 等 |

※購入した教材や運動用具等は，団体の所有とする。

別表2 補助対象外経費

| 経費区分 | 内容 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 備品購入費 | 購入価格が1万円以上，かつ耐用年数が2年以上の物品 等 |
| 旅費 | 交通費 等 |
| 実施主体が補助対象団体以外の活動に係る経費 | |

別表3 補助金の額

| 交付年度 | 金額 |
|--------|-----|
| 初年度 | 3万円 |
| 2年度目以降 | 1万円 |